ご存じですか？ 中退共の退職金制度

「中退共」は、国がサポートする中小企業のための退職金制度です。
パートタイマーの人も加入できます。
他の退職金・企業年金制度などとの移換も可能です。

○国の退職金制度
掛け金の一部を国が助成します。

○掛金は全額非課税でオトク
節税に加え、手数料もかかりません。

○社外積立型でラクラク管理
管理や運用の手間がかかりません。

問（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03（6907）1234

介護職員初任者研修補助制度

市内の介護サービス事業所で就労している人を対象に、介護職員初任者研修の受講費用を補助しています。

■補助の対象者
令和5年4月1日以降に初任者研修を修了し、申請日において、市内介護サービス事業所で3カ月以上継続して就労している人　など

■補助対象経費
○初任者研修に要する受講料
○実施機関が指定した教材の費用

■補助金額
補助対象経費の2分の1
※限度額5万円

申請方法など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

問・申込み先
高齢者福祉課　☎（93）4980

障害がある人やその保護者への手当のお知らせ

手当を受給している人は、前年の所得と扶養状況などの届出が必要です。
所得状況届を提出しないと手当を受給できなくなることがあります。
必要書類などを受給資格者に8月上旬ごろに通知しますので、必ず、期間内に手続きをお願いします。
※現在、所得要件により支給停止になっている人も、所得状況届が必要です。（8月上旬に通知）

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問社会福祉課　☎（93）4192

国民健康保険の所得申告

所得税や住民税の申告が必要ない人でも、国民健康保険税の納税義務者（世帯主）は、世帯に属する加入者の所得などの申告をしなければなりません。
市では、申告が済んでいない人などに「国民健康保険税申告書」を9月に発送します。
申告がないと軽減措置などが受けられなくなりますので、必ず提出しましょう。

問国保年金課　☎（93）4083

産前産後期間 国民年金保険料の免除

■免除期間
出産予定日または出産月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間）
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産・流産・早産された人を含みます。）

■産前産後期間の取扱い
産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■対象者
国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の人

■届出期間
出産予定日の6カ月前から届出可

■添付書類
○出産前に届出する場合
母子健康手帳など
○出産後に届出する場合
出産日は市で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など、出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

問・申込先
国保年金課　☎（93）4085

学校給食費 再振替日

8/13（火）

給食費収納管理システムの関係で、8月13日の再振替を中止させていただき、9月分学校給食振替日にて併せて行います。

問学校給食センター　☎（93）2550

有料広告スペース

広報とみさとに 広告 を載せてみませんか
1枠8,000円～
募集中♪
広報情報課
☎（93）3895